

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 11 条第 3 項
処 分 等 の 種 類	事業計画に対する意見書の審査及び修正命令並びに不採択通知
法令の定め	都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 97 条第 1 項
処 分 等 の 種 類	建替組合又は個人施行者に対する報告、勧告等
法令の定め	都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律の施行のため必要な限度に置いて、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告助言若しくは援助をすることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 97 条第 2 項
処 分 等 の 種 類	建替組合又は個人施行者に対する命令
法令の定め	都道府県知事は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 98 条第 3 項
処 分 等 の 種 類	建替組合に対する違反是正命令
法 令 の 定 め	都道府県知事は、前二項の規定により検査をおこなった場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権威変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 98 条第 4 項
処 分 等 の 種 類	違反是正命令等に従わない建替組合に対する設立認可の取消
法令の定め	都道府県知事は、前項の命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して 30 日を経過してなお総会を招集しないときは、権利変換計画期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 98 条第 7 項
処 分 等 の 種 類	組合員の請求に基づいて行う議決、選挙、投票の取消
法令の定め	都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の 10 分の 1 以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 99 条第 1 項
処 分 等 の 種 類	個人施行者に対する違反是正命令
法令の定め	都道府県知事は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取り消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。
処分基準	設定しない (設定しない理由) ・ 処分実績がないため
処分担当課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問い合わせ先	同上
備 考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 24 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成 14 年法律第 78 号)
根 拠 条 項	第 99 条第 2 項
処 分 等 の 種 類	違反是正命令に従わない個人施行者に対する認可の取消
法令の定め	都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。
処 分 基 準	設定しない (設定しない理由) ・処分実績がないため
処 分 担 当 課	建設部住宅局建築指導課管理指導グループ (電話番号 : 011-204-5576)
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	